

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|--|--|---|
| 不利益処分名 | 生活困窮者住居確保給付金の支給中止 | |
| 根拠法令・条項 | 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第12条第2項、第15条 | |
| 所 管 課 | 生活福祉部 地域共生推進課 | |
| 処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由) | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・設 定</div> ・設定できない ・基準を公開できない <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">生活困窮者住居確保給付金受給者（以下「受給者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、生活困窮者住居確保給付金の支給を中止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者が正当な理由がなく、就労支援に関する自立相談支援機関の指示に従わない場合。 2 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職（支給決定後の就職のみならず、申請後の就職も含む。以下「常用就職」という。）し、就労に伴い得られた収入が月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えた場合。また、常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合。 3 生活困窮者住居確保給付金の申請時に報告のあった住居での居住実態がないと認められるとき。 4 生活困窮者住居確保給付金の申請時に報告のあった住居を退去したとき（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く。）。 5 偽りその他不正の行為により生活困窮者住居確保給付金を受給していたことが判明したとき。 6 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の開始の決定を受けたとき。 7 生活困窮者住居確保給付金の支給決定後、禁錮以上の刑に処せられたとき。 8 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。 9 生活困窮者住居確保給付金の支給の中断の決定をした日から2年が経過したとき。 10 生活困窮者住居確保給付金の支給の中断の決定を受けた者が毎月1回の面談等による報告を怠ったとき。ただし、市長が給付金の支給の中止が適当でないことを認めるときは、この限りでない。 11 受給者の死亡その他の生活困窮者住居確保給付金を支給することが適当でない事情が生じたとき。 | |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分 | 聴聞又は弁明の別 | ・聴 聞 ・弁 明 |
| | (聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等) | ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。 |
| | 個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項 | |